

浜松市浜北文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

浜松市浜北文化センター条例施行規則（平成 1 8 年浜松市規則第 1 0 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第 6 条関係）					別表（第 6 条関係）				
1 ホール等					1 ホール等				
(1) ホール及び楽屋					(1) ホール及び楽屋				
種別	利用区分	金額		摘要	種別	利用区分	金額		摘要
		大ホール	小ホール				大ホール	小ホール	
舞台設備	オーケストラピット	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	オーケストラピット	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
	エプロンステージ	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	エプロンステージ	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
	所作台	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	所作台	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
	花道用所作台	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	花道用所作台	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
	平台	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	平台	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
	音響反射板	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	音響反射板	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
	松羽目	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	松羽目	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
	竹羽目	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	竹羽目	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
	金びょうぶ	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	金びょうぶ	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
	銀びょうぶ	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	銀びょうぶ	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
	めくり台	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	めくり台	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
	指揮者台	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	指揮者台	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
	楽士用譜面台	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	楽士用譜面台	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
	ひ毛せん	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	ひ毛せん	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
	長座布団	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	長座布団	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
	高座用座布団	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	高座用座布団	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
	浅黄幕	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	浅黄幕	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
	紅白幕	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	紅白幕	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
	しゃ幕	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	しゃ幕	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
	上敷	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	上敷	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
	地がすり	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	地がすり	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
照明	演台	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	演台	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
	司会者台	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	司会者台	午前・午後・夜間各 1 回につき	(略)	(略)	(略)
照明	ボーダーライト	720	350	1 列 (大ホール)	ボーダーライト	720	350	1 列	

設備					150W × 90灯・小 ホ ー ル
					150W × 45灯)
サ ス ペ ン シ ヨ ン ス ポ ツ ト ラ イ ト	1kW	(略)	(略)	(略)	
	500W	(略)	(略)	(略)	
ア ッ パ ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト		1, 000	420	1 列 (大 ホ ー ル 320W × 84灯・小 ホ ー ル 200W × 54灯)	1 列
ロ ア ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト		1, 000	280	1 列 (大 ホ ー ル 300W × 80灯・小 ホ ー ル 100W × 72灯)	
ト ー メ ン タ ル ス ポ ツ ト ラ イ ト		280	—	1 台 (1kW)	
フ ロ ン ト サ イ ド ス ポ ツ ト ラ イ ト		280	280		
シ ー リ ン グ ス ポ ツ ト ラ イ ト		280	280		
ピ ン ス ポ ツ ト ラ イ ト		2, 880	720	1 台 (大 ホ ー ル 2kW クセ ノ ン・小 ホ ー ル 500W ク セ ノ ン)	1 式
天 井 反 射 板 ラ イ ト		1, 440	280	1 式 (大 ホ ー ル	

設備					
サ ス ペ ン シ ヨ ン ス ポ ツ ト ラ イ ト	1kW	(略)	(略)	(略)	
	500W	(略)	(略)	(略)	
ア ッ パ ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト		1, 000	420	1 列	1 列
ロ ア ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト		1, 000	280		
ト ー メ ン タ ル ス ポ ツ ト ラ イ ト		280	—	1 台	
フ ロ ン ト サ イ ド ス ポ ツ ト ラ イ ト		280	280		
シ ー リ ン グ ス ポ ツ ト ラ イ ト		280	280		
ピ ン ス ポ ツ ト ラ イ ト		2, 880	720		1 式
天 井 反 射 板 ラ イ ト		1, 440	280		

				300W × 54灯・小 ホ ー ル 300W × 12灯)	
	フットラ イト	1, 000	280	1列（大 ホ ー ル 60W × 104灯・ 小 ホ ー ル 60W × 48灯)	
	花道フッ トライト	430	—	1列（60W ×48灯)	
	ズーム・エ リブス	430	430	1台	
ス ポ ッ ト ラ イト	1.5kW	430	430		
	1kW	280	280		
	500W	140	140		
	ストリッ プライト	140	140	1台（60W ×8灯)	
	プロジェ クター スポット	280	280	1台 （1kW)	
	エフェク トマシン	280	280	1台	
	ミラーボ ール	280	280		
	先玉	140	140		
音 響 設 備	音響装置	3, 300	1, 650	（略）	
	ステー ジ スピー カー	820	320	（略）	
	サブミキ サー	1, 650	1, 650		
	マイ ク ロ ホ ン	ステレ イオ	1, 650	1, 650	1本
		ワイヤ レス	1, 100	1, 650	1本
		コンデ ンサー	770	770	1本
		ダイナ ミック	550	550	1本
		三点吊り 装置	820	820	（略）
	録 音 ・再	カセ ット	（略）	（略）	（略）
		カセ	（略）	（略）	

	フットラ イト	1, 000	280	1列	
	花道フッ トライト	430	—		
	ズーム・エ リブス	430	430	1台	
ス ポ ッ ト ラ イト	1.5kW	430	430		
	1kW	280	280		
	500W	140	140		
	ストリッ プライト	140	140		
	プロジェ クター スポット	280	280		
	エフェク トマシン	280	280		
	ミラーボ ール	280	280		
	先玉	140	140		
音 響 設 備	音響装置	4, 340	2, 200	（略）	
	ステー ジ スピー カー	1, 100	440	（略）	
	サブミキ サー	2, 200	2, 200		
	マイ ク ロ ホ ン	ステレ イオ	1, 650	1, 650	1本
		ワイヤ レス	1, 100	1, 650	
		コンデ ンサー	770	770	
		ダイナ ミック	550	550	
		三点吊り 装置	1, 100	1, 100	（略）
	録 音 ・再	カセ ット	（略）	（略）	（略）
		カセ	（略）	（略）	

生 機 器	ッ ト・CD			生 機 器	ッ ト・CD		
	CD・MD	(略)	(略)		CD・MD	(略)	(略)
	CD ・ USB ・ SD カ ード	(略)	(略)		CD ・ USB ・ SD カ ード	(略)	(略)
	エフエク ター	(略)	(略)		エフエク ター	(略)	(略)
	グラフィ ックイコ ライザー	(略)	(略)		グラフィ ックイコ ライザー	(略)	(略)
	エコーマ シン	(略)	(略)		エコーマ シン	(略)	(略)
映 写 設 備	スクリー ン	(略)		映 写 設 備	スクリー ン	(略)	
	ホール用 プロジェ クター	(略)			ホール用 プロジェ クター	(略)	
楽 器	フルコン サートグ ランドピ アノ	(略)		楽 器	フルコン サートグ ランドピ アノ	(略)	
	大太鼓	(略)			大太鼓	(略)	
そ の 他	コントラ バス用い す	(略)		そ の 他	コントラ バス用い す	(略)	
	電気コン セント	(略)			電気コン セント	(略)	
(2) (略)				(2) (略)			
2・3 (略)				2・3 (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和10年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日以後の利用に関し、改正後の別表の規定に係る浜松市浜北文化センター条例（平成17年浜松市条例第255号）第11条の規定による利用料金の徴収及びこれに関し必要な手続その他の行為は、同日前においても行うことができる。

（あらし）

この規則は、浜松市浜北文化センターの備付物品の利用料金を見直すほか、所要の整備を行うものです。